

那覇市公報

第 1 9 1 6 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

○令和8年（2026年）9月那覇市議会定例会の招集について（総務課）…… 1192

◇選挙管理委員会告示◇

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 1193

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 1194

○令和8年10月25日執行の那覇市長選挙における選挙人名簿の登録の移替えの延期について…………… 1195

告 示

那覇市告示第 266 号
令和 8 年 8 月 21 日
掲 示 済

令和 8 年（2026 年）9 月那覇市議会定例会の招集について

令和 8 年（2026 年）9 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 知念 覚

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 招 集 の 日 | 令和 8 年 9 月 1 日（火） |
| 2 招 集 の 場 所 | 那覇市議会議場 |

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 11 号

令 和 8 年 8 月 2 6 日

掲 示 済

那覇市選挙管理委員会

委員長 前 原 常 雄

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

5, 0 6 4 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

4 2, 1 9 6 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

8 4, 3 9 2 人

那覇市選挙管理委員会告示第 21 号
令 和 8 年 9 月 1 日
掲 示 済

那覇市選挙管理委員会
委員長 前 原 常 雄

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

5, 0 6 3 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

4 2, 1 8 4 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

8 4, 3 6 8 人

那覇市選挙管理委員会告示第 22 号
令 和 8 年 9 月 1 日
掲 示 済

那覇市選挙管理委員会
委員長 前 原 常 雄

令和 8 年 10 月 25 日執行の那覇市長選挙において、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条第 1 号の規定に基づき、令和 8 年 9 月 20 日から選挙期日までの間は、選挙人名簿の登録の移替えを行わないこととし、この期間に係る者の登録の移替えは、選挙期日の翌日以後に行う。

